

第3章 今後の取組施策の実施に向けて

(1) 中間評価の対象

中間評価の対象は、下表の取組施策一覧のうち、区が主体となって進める取組（着色部）、及び緑被地面積の目標値とします。次節から、「重点施策の評価」、「重点施策以外の施策の評価」及び「緑被地面積の目標値の評価」を順に示します。

取組施策一覧

10年間の取組方針	取組名	主体	取組の内容	具体的施策（ ：中間評価対象施策）	施策番号
1 まちなかのみどりを生み出し育むことで、みどりあふれるまちなみをつくりだしていきます。	住まいや事業所でのみどりの創出と育成	区民	住まいや事業所でみどりを育てていきます。	庭木の植栽 生垣の設置 等	
		事業者	区民や事業者による住まいや事業所で緑を育む取組をサポートしていきます。	屋上緑化助成制度の運用 生垣助成制度の運用 苗木配布事業の実施	1-1 1-2 1-3
		区	区民や事業者が住まいや事業所で緑を育むために、また、区が公共施設で緑を育ていくために、三者にとって共通する道しるべとなる緑化のルールを運用していきます。	建築に伴う緑化の基準、指針の運用 地区計画制度の活用検討 文京区景観づくり条例に基づく「景観事前協議」及び景観法に基づく「行為の届出」	1-4 1-5 1-6
		事業者	事業所に、区民が利用できるオープンスペースを生み出し、良好な状態で維持していきます。	公開空地の設置 市民緑地認定制度を活用したオープンスペースの快適性の向上と維持 等	
		区	事業者による、区民が利用できるオープンスペースの創出と維持をサポートする取組を行います。	都市開発諸制度の運用 市民緑地認定制度の活用【重点施策1】（新規）	1-7 1-8
		区民	学校敷地内のみどりを創出・育成します。	生徒による学校内の花壇の設置と手入れ 生徒による学校内の植栽の推進 等	
	大学におけるみどりの創出と育成	区	学校敷地内のみどりの育成をサポートします。	生徒による学校緑化の促進	1-9
		事業者	キャンパスにおいて積極的にみどりを創出し、育成します。	キャンパスにおける植栽の推進 キャンパスの地域への開放 等	
		区民	主体的に魅力あふれる公園づくりに参画していきます。	公園再整備における意見交換会への積極的な参加 等	
		区	公園づくりの際に区民の意見を集約する場を提供し、意見を踏まえて公園の具体的な設計及び工事を実施していきます。	公園再整備の強化【重点施策2】（拡充）	2-1
2 みんなが利用しやすい拠点となるみどりづくりを進めていきます。	公園と周辺施設との一体的な魅力の創出	区	公園に隣接、近接する公共施設を整備・更新し、公園と一体となった魅力を創出していきます。	公園と一体となった周辺公共施設の整備・更新（拡充）	2-2
	民間ノウハウを導入した公園の魅力向上	事業者	事業で培ったノウハウを活かして、公園における魅力あふれる空間を演出し、サービスを提供していきます。	公園隣接地において公園利用者を考慮したサービスの提供 公園管理への参画を通じた魅力的な公園空間の形成 等	
		区	事業者による公園における魅力あふれる空間演出、サービス提供をサポートする取組を行います。	指定管理者制度の運用 民間活力を活かした公園の利活用の検討【重点施策3】（新規）	2-3 2-4
	公園空間の日常的な維持管理	区民	自らの手で公園を心地よい空間として維持していきます。	公園ガーデナー制度等を活用した公園の維持管理への積極的な参加 等	
		区	区民が自らの手で公園を気持ちのよい空間として維持していけるようサポートします。	公園ガーデナー制度の活用推進【重点施策4】（拡充） 自主管理花壇制度の運用 区民管理制度の運用 公園等連絡員制度の運用 公園の維持管理をサポートするグループを支援するための仕組みの検討等（新規） 区民管理等の意見交換会の開催	2-5 2-6 2-7 2-8 2-9 2-10

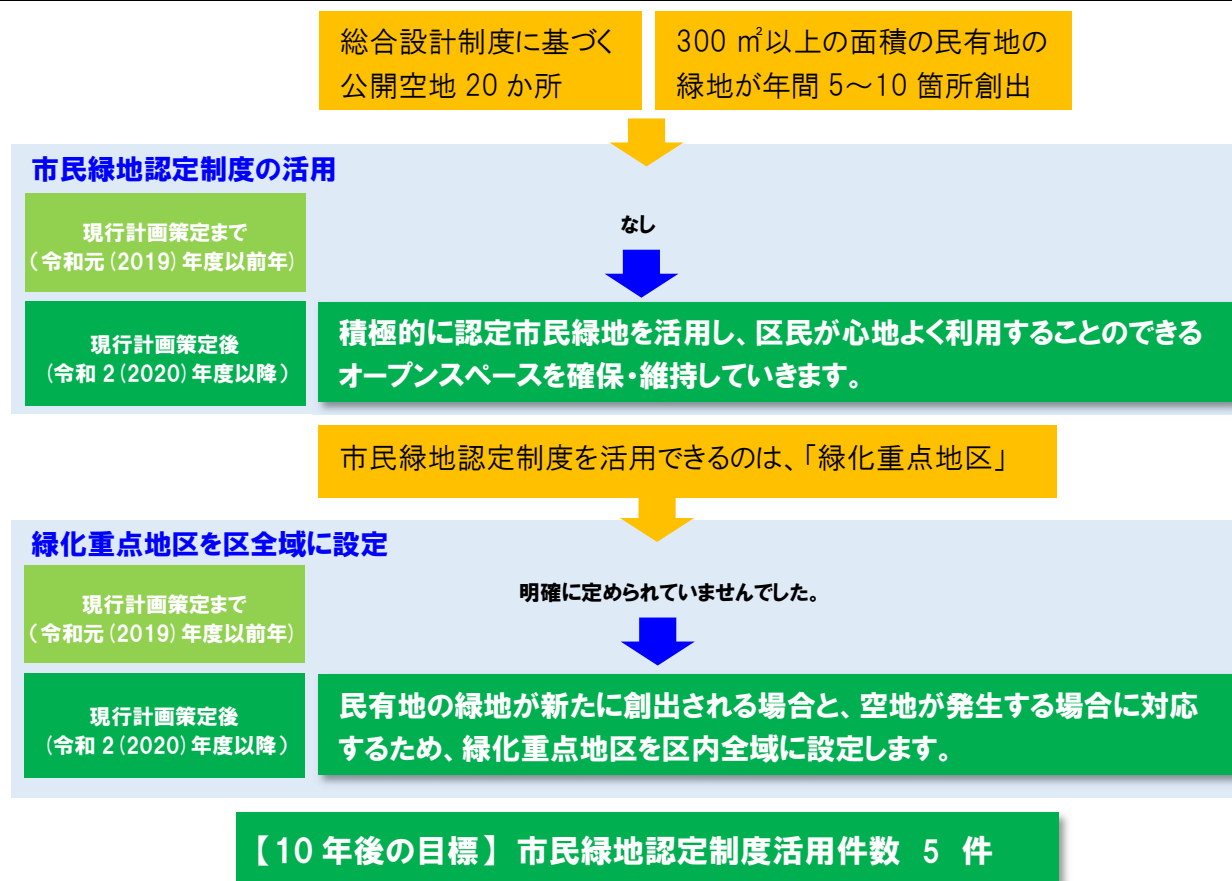
10年間の 取組方針	取組名	主体	取組の内容	具体的施策（ ：中間評価対象施策）	施策 番号
		区	公園の樹木の剪定や維持管理を行うとともに、倒木等の緊急時の対応を行います。	公園の維持管理 公園の清掃 倒木等への緊急対応	2-11 2-12 2-13
		区	新たな場所にオープンスペースを設置することができるか適宜検討していきます。	ポケットパーク・グリーンスポットの整備 公園の新規整備の検討	2-14 2-15
		区	公園と道路の樹木の診断を定期的に行い、必要に応じて樹木に対する処置を実施します。	街路樹と区立公園の樹木診断	3-3
	樹木の見守り	区民	歴史ある樹木をしっかりと見守っていきます。	保護樹木・樹林制度を積極的に活用した樹木の維持と健康管理 まちなかの樹木の見守り 等	
3 歴史的・文化的な みどりを適切な形で継承して いきます。		区	区民が歴史ある樹木を見守っていただけるようサポートしていきます。	保護樹林・樹木制度の充実【重点施策 5】(拡充) 樹木のチェック体制の強化【重点施策 6】(拡充)	3-1 3-2
		区	公園と道路の樹木の診断を定期的に行い、必要に応じて樹木に対する処置を実施します。	街路樹と区立公園の樹木診断	3-3
		区	歴史ある公園や庭園等をしっかりと継承していきます。	都市公園の区域の維持 歴史的庭園の維持管理 都立公園の維持管理	3-4 3-5 3-6
	樹林地のみどりのまどりの保全	区	樹林地のみどりを開発から保全する手立てを用います。	風致地区の維持 他の緑地保全制度の活用を検討	3-7 3-8
4 人や生きものの暮らしを支える みどりのネットワークの形成を 図ります。	生きものの暮らしの見守り	区民	区内の生きものの暮らしを見守っていきます。	文の京生きもの写真館の活用等	
		事業者	区民や事業者が生きものの暮らしを見守り情報共有の場を提供します。	文の京生きもの写真館の運用(新規) 専門的な動植物調査の実施検討	4-1 4-2
		区	区民や事業者が生きものの暮らしを支えるみどりを生み出します。	住まいや事業所における手づくりビオトープの取組やみどりの質の多様化 等	
	住まいや事業所での生きものの暮らしを支えるみどりの創出	区民	住まいや事業所に生きものの暮らしを支えるみどりを生み出します。	手づくりビオトープの取組事例や、取組方法の紹介 緑地認証制度の周知(新規)	4-3 4-4
		事業者	区民や事業者が住まいや事業所に生きものの暮らしを支えるみどりを生み出す取組をサポートします。		
		区	ネットワークの拠点となる公園等で、生きものの暮らしを支える緑を生み出します。	公園における生物多様性に配慮した管理・整備【重点施策 7】(拡充) 樹林・湧水の自然とふれあう場としての整備 湧水の保全のための雨水浸透施設誘導	4-5 4-6 4-7
	みどり資源の再利用	区	みどりのリサイクルを推進します。	公園工事におけるみどりのリサイクルの実施	4-8
	まちなかのネットワークの拠点の緑化	区	ネットワークの拠点となる公共施設の緑化を推進していきます。	公共施設の緑化	4-9
	ネットワークを構成するみどりの維持	区	ネットワークを構成するみどりを適切に維持し、質を豊かにしていきます。	街路樹・植樹帯の整備 街路樹等の特徴的な植栽の推進 崖線等の法面におけるみどりの確保 神田川の法面や護岸の維持管理、神田川の清掃	4-10 4-11 4-12 4-13
		区	みどりをつないでネットワーク化していきます。	暑熱環境の緩和の視点からのみどりのネットワークの形成【重点施策 8】(新規)	4-14
5 様々な主体の連携の活性化を図ります。	文京区のみどりについての学び	区民	文京区のみどりについて学びその価値を再認識していきます。	みどりに関するイベントの積極的な参加、開催 等	
		事業者	区民や事業者が文京区のみどりについて学び、その価値を再認識していくことをサポートしていきます。	緑化啓発事業の充実化【重点施策 9】(拡充) 文京 eco カレッジ親子環境教室の開催 文京 eco カレッジ環境ライブ講座の開催 植物講演会の開催 みどりに関する情報発信	5-1 5-2 5-3 5-4 5-5
		区	区民や事業者が文京区のみどりについて学び、その価値を再認識していくことをサポートしていきます。		
	区民意見の把握	区	区民や事業者のみどりに対する意見を定期的に把握します。	世論調査におけるアンケート項目の検討(新規)	5-6
	大学との連携	区	区内の大学等の研究機関との連携を通じて、みどりについての知見を広く区民が共有したり、区民が研究機関のみどりに触れ合ったりすることのできる機会の創出を目指します。	大学・事業者との連携【重点施策 10】(拡充)	5-7
	国や都との連携	区	国や都と連携していきます。	国・都に対する協力の要請	5-8

(2) 重点施策の評価

取組方針 1

重点施策 1 市民緑地認定制度の活用（施策番号 1-8）

- 市民緑地認定制度を積極的に活用していきます。
- 市民緑地認定制度の認定の要件となる緑化重点地区を区全域に設定します。



中間まとめ

<施策の実施状況>

- 現行計画策定時に、緑化重点地区を区内全域に設定しました。
- 市民緑地認定制度の創設に向けて、市民緑地認定制度に関する情報収集、対象となる候補箇所等の調査を行いました。

<社会動向、緑の現況>

- 市民緑地認定制度は、地方公共団体の公園等の整備・維持管理費の制約、管理の行き届いていない空地等が増加している状況や、都市部では未だに緑地やオープンスペースが不足している地域が存在していることなどの背景を踏まえて、平成 29(2017)年の都市緑地法等改正により創設されました。令和 3(2021)年の都市緑地法等改正においては、市民緑地認定制度に伴う税制措置として、土地に係る固定資産税・都市計画税軽減の対象となる要件が変更されました。

<課題>

- 要綱を作成し、認定が可能な体制を整える必要があります。
- 制度の運用開始後に、制度活用の希望者をどのように増やしていくかが課題です。

<今後の方向性>

- 他自治体の事例を参考に、要綱を作成し、認定が可能な体制を整えていきます。
- 市民緑地認定制度活用の手引き(国土交通省)では、既存の緑化空間の施設や植栽を充実させ、憩いの場として公開することが活用イメージの一つとして示されています。そのため、空き地や公開空地だけでなく、一般に公開されていない既存の緑化空間も対象地として検討していきます。また、候補地に対してどのように周知啓発を行っていくかを検討する必要があります。

<目標とするスケジュール>

目標とするスケジュール (オレンジ文字は中間評価の進捗状況を示しています)	前期 (2020年度-2024年度)	後期 (2025年度-2029年度)
市民緑地認定制度の創設		
市民緑地認定制度の創設に向けた検討開始		
市民緑地認定制度についての周知啓発		
周知啓発に向け検討中		
市民緑地認定制度の運用開始		
運用開始に向け検討中		
市民緑地認定制度の運用		
運用に向け検討中		

凡例 実施済 一部実施 未実施 予定

重点施策 2 公園再整備の強化（施策番号 2-1）

- 公園再整備事業を加速させます。これまでは毎年、設計 2 園、工事 2 園ずつ実施してきましたが、これからは原則として、**設計 4 園、工事 4 園**ずつ実施することを目指します。
- 文京区公園再整備基本計画を**改定**します。

公園再整備事業の加速



公園再整備基本計画の改定



【10 年後の目標値】再整備された都市公園の箇所数の割合 28%→70%
児童遊園の割合 9%→30%

中間まとめ

<施策の実施状況>

- 「公園再整備事業の加速」について、公園再整備等の実施状況として、令和 2(2020)年度は 4 園、令和 3(2021)年度は 6 園、令和 4(2022)年度は 4 園、令和 5(2023)年度は 3 園と、4 年間で計 17 園実施し、1 年あたり平均 4 園を上回るペースで再整備等を実施してきました。
- 「文京区公園再整備基本計画の改定」について、令和 4(2022)年 3 月に改定しました。「ユニバーサルデザインに配慮したあそび場の整備」、「防災機能の強化」、「施設の長寿命化」、「Park-PFI」等の観点を踏まえています。
- 10 年後の目標値「再整備された都市公園の箇所数の割合 28%→70%」に向けた達成状況は、平成 25(2013)～令和 5(2023)年度までに 18 園実施し、都市公園 46 園中、再整備された都市公園の箇所数は約 39%になりました。「児童遊園の割合 9%→30%」に向けた達成状況は、令和 5(2023)年度までに 18 園実施し、児童遊園 66 園中、再整備された児童遊園の箇所数は約 27%になりました。

<社会動向、緑の現況>

- 「文の京」総合戦略(主要課題 42 安心・安全で快適な公園等の整備)で、安全・安心への配慮、地域住民のニーズを踏まえた施設整備、地域の憩いの場となる公園づくりの推進、都市機能を最大限発揮できる公園づくりの推進等、公園再整備による良好な環境づくりの方向性が示されています。

<課題>

- 限られた公園面積で最大限の効果を発揮できる整備が求められています。
- 地域ニーズにより検討に時間を要する場合や、規模により設計期間や工事期間が異なるため、年度によって竣工する園数にばらつきが生じています。また、都市公園は、児童遊園と比べて発注手続きや工事等に時間を要するため、再整備完了箇所数の増加率が、低調傾向にあります。

<今後の方向性>

- 区民参画による公園再整備を進めるにあたり、特色ある公園づくりの視点を持つとともに、地域単位での公園機能の分担についても検討していきます。
- 設計や工事に要する期間を考慮し、計画的に都市公園の再整備に取り組んでいきます。

<目標とするスケジュール>

目標とするスケジュール (オレンジ文字は中間評価の進捗状況を示しています)	前期 (2020年度-2024年度)	後期 (2025年度-2029年度)
公園再整備事業のスピードアップ 令和2(2020)～令和5(2023)年度は平均4園以上実施	 	
文京区公園再整備基本計画の改定 令和4(2022)年3月に改定済み	 	
文京区公園再整備基本計画に基づく事業実施 実施中	 	 

凡例 実施済  一部実施  未実施  予定 

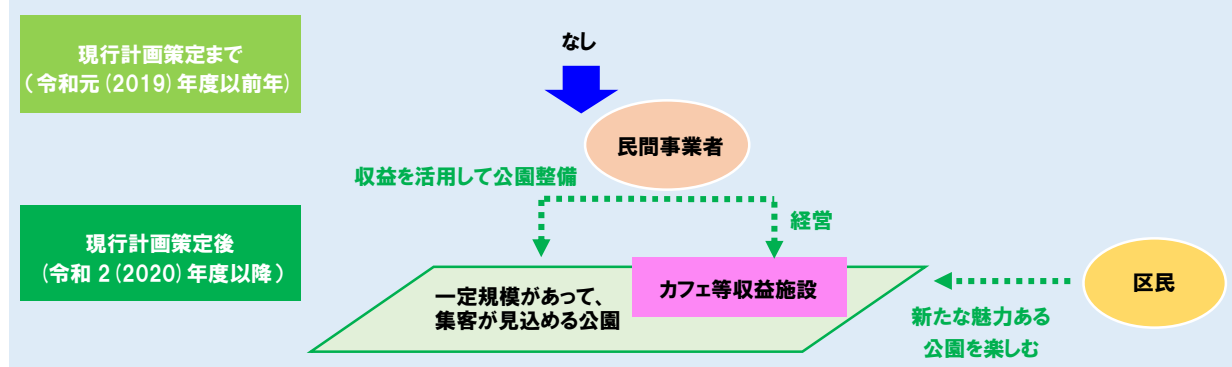
令和2(2020)～令和5(2023)年度に再整備を行った公園・児童遊園(一部)



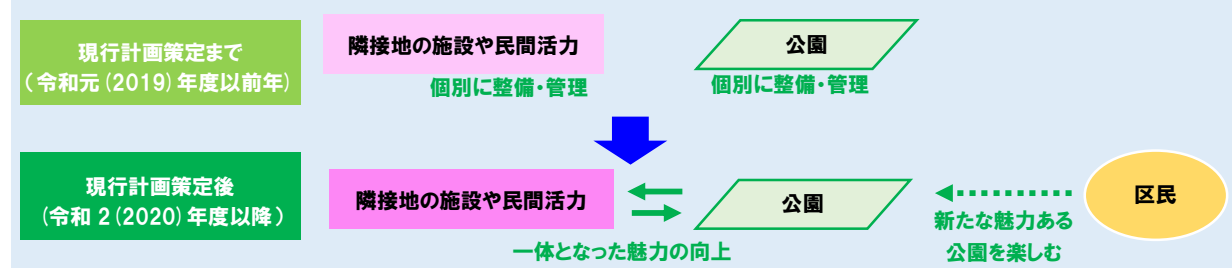
重点施策 3 民間活力を活かした公園利活用の検討（施策番号 2-4）

- Park-PFI 制度の活用を検討します。
- 公園隣接地における施設や民間活力を活かし、公園の魅力の向上を行います。

Park-PFI 制度の活用



公園隣接地における施設や民間活力を活かした公園の魅力の向上



【10年後の目標】区内の公園2園にて民間活力を活かした公園の利活用を実施

中間まとめ

<施策の実施状況>

- 「Park-PFI 制度の活用」について、令和 2(2020)～令和 5(2023)年度に行った公園再整備で制度の活用を検討しましたが、実施には至りませんでした。
- 隣接する施設の民間活力を生かして公園の魅力を高める事例として、令和 7(2025)年度に工事完了予定の元町公園があります。公園に隣接した複合施設(元町ウェルネスパーク)と一体的な整備を行っています。
- 文京共創フィールドプロジェクト(B+)では、令和 5(2023)年度に礪川公園トイレでの「落書き防止プロジェクト」実証実験実績が1件あります。ガラスコーティング技術により落書きされた場合でも簡単に除去でき、落書き問題に対する新しいアプローチを試みるものです。

<社会動向、緑の現況>

- 国の方針として、「都市公園新時代～公園が活きる、人がつながる、まちが変わる～」では、パートナーシップの公園マネジメントで地域の価値を高め続ける「使われ活きる公園」を目指しており、区民や事業者、NPO といった多様な主体の参画を促し「共に育て共に創る」といった変革が必要とされています。

<課題>

- Park-PFI 制度の活用について、制度の活用に適した対象候補地をどのように選定するのが課題です。
- 公園隣接地における施設や民間活力を活かした公園の魅力の向上については、今後どのように機会を捉えていくかが課題です。

<今後の方向性>

- Park-PFI 制度を活用する候補地の選定については、公園の規模や収益施設の集客性、交通アクセス、事業者の意向などを整理し、検討していきます。また、活用にあたり、地域住民の理解が必要であることに留意する必要があります。
- 再整備を行う公園ごとに、隣接施設と連携した整備や、公開空地などを公園的空間として活用する等、公園隣接地の活用の可能性について検討していきます。既存の公園等で隣接施設と連携したイベントを推進するという視点も必要です。

<目標とするスケジュール>

目標とするスケジュール (オレンジ文字は中間評価の進捗状況を示しています)	前期 (2020 年度-2024 年度)	後期 (2025 年度-2029 年度)
候補地を選定		
1 園で実施中、2 園目の候補地を選定中		
民間活力を活かした公園の利活用の実施		
元町公園において隣接施設との一体的な整備を実施中		

凡例 実施済  一部実施  未実施  予定 

重点施策 4 公園ガーデナー制度の活用推進（施策番号 2-5）

○ 公園ガーデナー制度の活用を推進します。

公園ガーデナー制度の活用推進

現行計画策定まで
（令和元（2019）年度以前年）

区 HP での周知



現行計画策定後
（令和 2（2020）年度以降）

区 HP での周知
学校への周知

公園再整備事業とリンクさせ、近隣
学校にガーデナー活動を呼びかけ

制度紹介
資料作成

【10 年後の目標】 公園ガーデナー制度を活用している小学校を 2 校から 6 校に増加

中間まとめ

<施策の実施状況>

- 公園ガーデナー制度の活用推進について、約 50 名の区民と 2 校の学校が参加しています。
- 公園ガーデナー制度の周知は、区 HP や区報、緑化啓発事業（苗木配布）時に行っています。
- 10 年後の目標「公園ガーデナー制度を活用している小学校を 2 校から 6 校に増加」に向けた達成状況は、2 校のままです。

<社会動向、緑の現況>

- 公園ガーデナー制度の動向は、平成 24（2012）年と比較すると、区民の参加者は約 2 倍に増加しています。小学校の参加活動回数は 4 回程度で推移しています。（P.27 図表 9-8 公園ガーデナー）

<課題>

- 参加学校数を増やしていくために、実施にあたる学校側の負担をどのように軽減していくかが課題です。

<今後の方向性>

- 安全な活動環境とアクセスがあるかどうか、参加する学年を絞らない等、学校側の参加のしやすさに配慮して呼びかけを行っていきます。制度紹介資料を作成して学校側に事業への関心と理解を深めてもらうことや、公園再整備の機会を捉えて呼びかけを行っていきます。

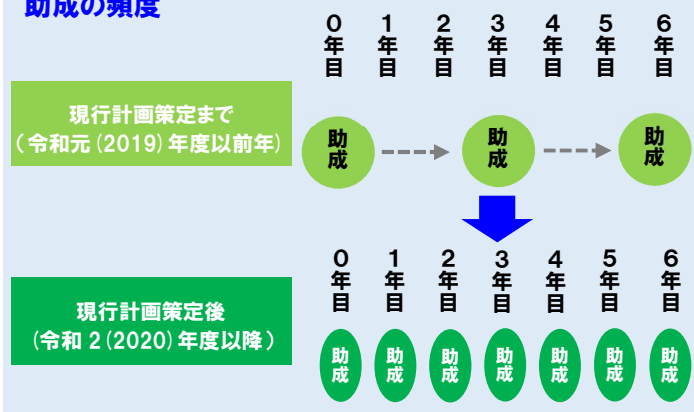


礪川公園の公園ガーデナー花壇は、区民参画の一環として「公園ガーデナー」のみなさんで育てている花壇です。
四季の彩りの花壇づくりの活動は、令和 4(2022)年度に第 21 回文の京景観賞(景観づくり活動部門)を受賞しています。

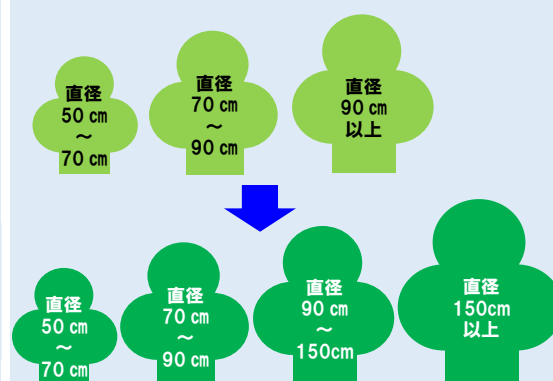
重点施策 5 保護樹林・樹木制度の充実（施策番号 3-1）

- これまで3年に1回であった助成を、**毎年**行います。
- **特に大きな大径木のランクを創設し、助成額をアップ**させます。
- **樹木医の紹介制度**を検討します。
- これまでは剪定に対して助成を行っていましたが、**樹木診断に対しても助成**を行うことを検討します。

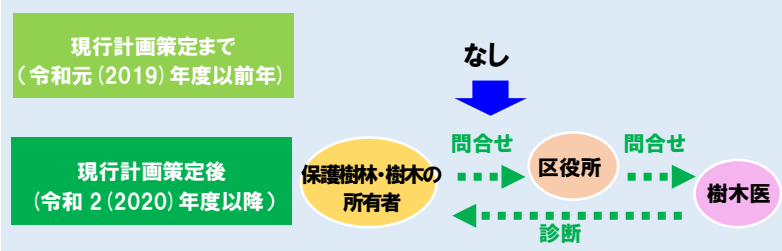
助成の頻度



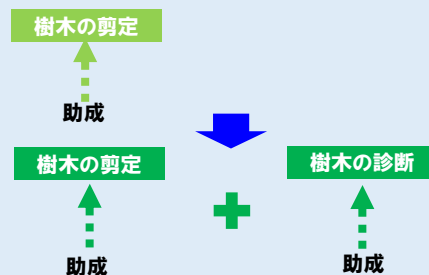
特に大きな大径木のランクを創設



樹木医紹介制度(検討)



樹木診断に対する助成(検討)



中間まとめ

<施策の実施状況>

- 目標とするスケジュールについて、「助成の頻度を毎年とする」は、令和2(2020)年4月より1年度に1回に変更しました。「特に大きな大径木の助成額アップ」は、令和2(2020)年4月より直径150センチメートル以上は限度額を30万円と設定し、その結果、申請件数が増加しました。「樹木医紹介制度」と「樹木診断に対する助成」については、検討中です。
- 保護樹木と保護樹林の合計助成件数は、令和2(2020)年度51件、令和3(2021)年度37件、令和4(2022)年度48件、令和5(2023)年度41件です。

<社会動向、緑の現況>

- 保護樹木の健康度に関する動向としては、前回調査時の平成30(2018)年と比較すると全体的に若干の改善が見られます。(P.18 図表5-2 文京区内の保護樹木の健康度の経年変化)

<課題>

- 保護樹木の登録制度が始まって約50年が経過し、老木の増加に伴い、保護樹林・樹木の所有者の負担が大きくなっているため、制度の充実化が求められています。

<今後の方向性>

- 所有者に適切な維持管理を行っていただくため、樹木医の紹介制度や樹木診断に対する助成制度の創設といった、制度のさらなる充実化を検討していきます。樹木診断に対する助成制度については、樹木の規模に応じた助成内容の検討が必要です。

<目標とするスケジュール>

目標とするスケジュール (オレンジ文字は中間評価の進捗状況を示しています)	前期 (2020年度-2024年度)	後期 (2025年度-2029年度)
助成の頻度を毎年とする 実施済		
特に大きな大径木の助成額アップ 実施済		
樹木医紹介制度開始 検討中	 	
樹木診断に対する助成の開始 検討中	 	
各種制度の運用 樹木医紹介制度や診断に対する助成		 

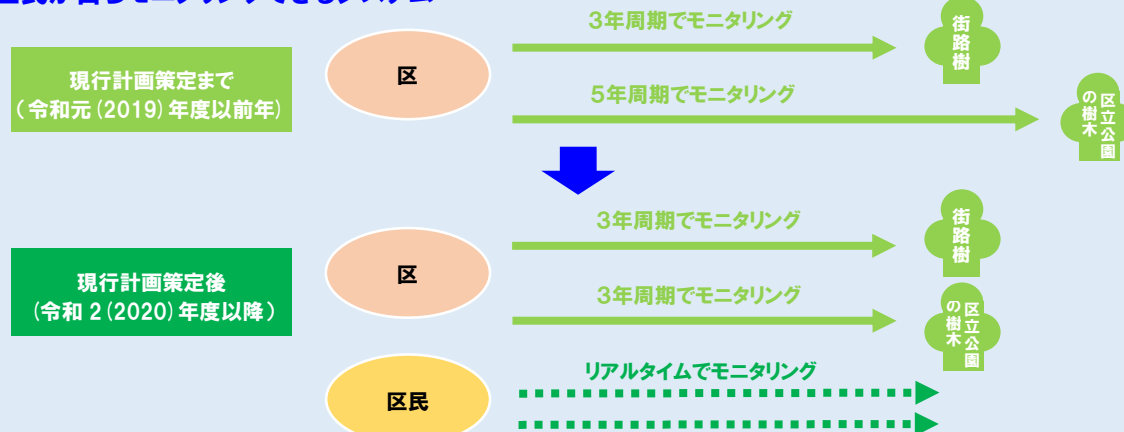
凡例 実施済  一部実施  未実施  予定 

重点施策 6 樹木のチェック体制の強化（施策番号 3-2）

○ 樹木の状態を区民が自らモニタリングできるシステムの構築を検討します。

区が毎年、街路樹、区立公園の樹木の診断を行うのは困難

区民が自らモニタリングできるシステム



中間まとめ

<施策の実施状況>

- 樹木診断について、5年に1度から3年に1度の実施へと、チェック体制を拡充しました。
- 「区民が自らモニタリングできるシステムの構築」について、モニタリングシステムの構築には至っておらず、導入検討を行っている段階です。

<社会動向、緑の現況>

- 東京グリーンビズにおいて、緑に触れ合い親しみを覚える機会の創出に向けて、東京グリーンビズマップ（東京の緑溢れるスポット等を発信するデジタルマップ）の掲載情報や機能の拡充に取り組んでいくことが示されています。

<課題>

- 国内において、住民参加型の樹木のモニタリングシステムの構築は発展途上の段階です。

<今後の方向性>

- 引き続き、国・都などにおける、モニタリングシステムの開発・運用状況などを注視し、効率的に樹木の維持管理ができるシステムの導入について検討していきます。

<目標とするスケジュール>

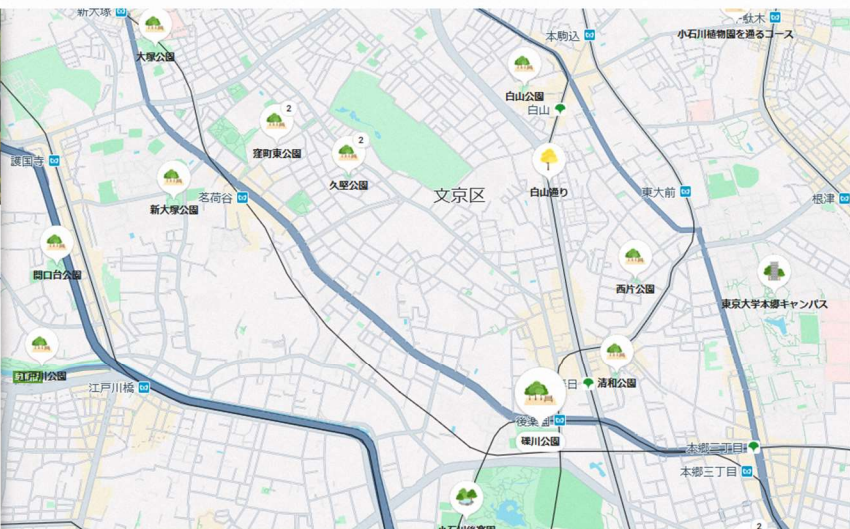
目標とするスケジュール (オレンジ文字は中間評価の進捗状況を示しています)	前期 (2020 年度-2024 年度)	後期 (2025 年度-2029 年度)
区民によるモニタリングシステムの構築 モニタリングシステムの導入検討中	導入検討 運用開始	運用拡大
	導入検討	運用開始・運用拡大

凡例 実施済  一部実施  未実施  予定 

【東京グリーンビズマップ】 東京の緑溢れるスポットやイベント情報を発信するデジタルマップ




お知らせ
2025.1.31
「東京都の緑の取組 Ver. 3」を公表



礒川公園

♡ 1 保存 ルート検索 シェア

写真を見る・投稿 (Googleマップ)

住所 文京区春日1-15

URL <https://www.city.bunkyo.lg.jp/b036/p004887.html>

備考 噴水、カスケード、ハゼノキ、ハン

既に運用されている東京グリーンビズマップ(東京都)において、文京区のみどりが掲載されている様子

重点施策 7 公園における生物多様性に配慮した管理・整備（施策番号 4-5）

- 公園の維持管理においては、生きものの生息環境に配慮した管理を検討します。
- 公園整備、公園再整備の際には、多様な生きものの生息を可能にする整備を検討します。

公園における生物多様性に配慮した管理・整備

現行計画策定まで
(令和元(2019)年度以前年)

肥後細川庭園、須藤公園において在来種による植栽を実施



現行計画策定後
(令和2(2020)年度以降)

公園再整備事業において、設計時に在来種による植栽計画を検討

中間まとめ

<施策の実施状況>

- 「公園における生物多様性に配慮した管理・整備」については、公園再整備を行う際に地域に自生する植栽に配慮するという方針の下、在来種を採用しました。

<社会動向、緑の現況>

- 生物多様性国家戦略において、公共事業における外来種等の使用回避・拡散防止が行動目標に示されています(行動目標 1-3-45)。

<課題>

- 公園に求められるニーズが多様化する中で、より多様な生きものの生息を可能にするために、限られた空間で効率的に植栽、設備等を整備、管理していくことが課題です。

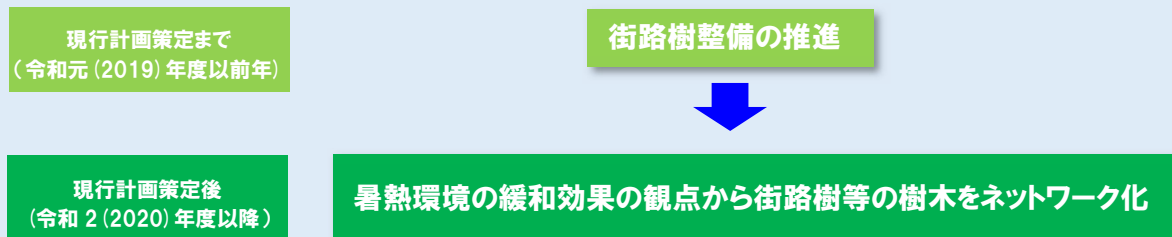
<今後の方向性>

- 単一の在来種だけでなく階層構造を成す緑地とする、地域に固有の生きものの住処や食べ物になるような在来種を選定する等、地域に合った樹種による自然的な環境を作っていくという視点に留意し、生きものの生息に適した環境をつくっていきます。
- 公園再整備において、地域のニーズを踏まえながら、引き続き在来種を植栽していきます。また、管理面においては、来訪者が在来種を意識できるような工夫や、剪定や下草の刈り込み時に生きものの生息場所の確保に配慮する必要があります。

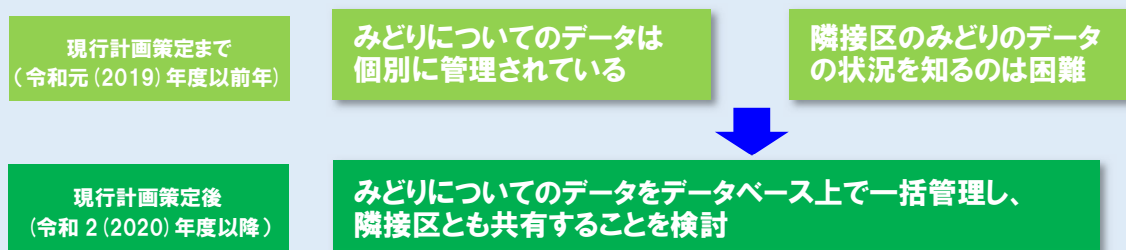
重点施策 8 暑熱環境の緩和の視点からみどりのネットワークの形成（施策番号 4-14）

- 暑熱環境の緩和効果の観点から街路樹等の樹木をネットワーク化していきます。
- みどりのネットワークの更なる発展のために、みどりのデータベースの構築を検討します。

暑熱環境の緩和効果がある街路樹等の樹木のネットワーク化



みどりのデータベース構築の検討



中間まとめ

<施策の実施状況>

- 「街路樹による暑熱環境の緩和」の効果の分析については、第9次文京区緑地実態調査で実施しました。
- 区道の街路樹は42路線で24,726m、植樹帯は60路線で15,389mを整備しています。また、区道で街路樹の隣にお休み石を整備しました。移動途中で木陰で休むことができ、暑熱環境対策となるような空間が生まれています。
- 東京都が作成を進めている緑のオープンデータ(GISデータ)の参考資料として、区の緑に関するデータを令和6(2024)年度に提供しました。

<社会動向、緑の現況>

- 街路樹がある通りが風の道となることで、市街地の高温域の広がりを分断し低減させ、街路樹の連続する場所は高温部よりも約2～4度温度が低くなっています。〈P.20 図表 6-3 地表面温度分布図(昼間)〉
- 近年、区内の街路樹本数は6,500本前後で推移しています。〈P.21 図表 7-2 街路樹本数の推移〉
- 東京都において、都内における緑のオープンデータ(GISデータ)の作成を進めています。

<課題>

- 区道では、歩道有効幅員確保の必要性や、沿道の利用状況等により、街路樹の新植可能な場所が限られるため、みどりのネットワークの増加が難しい状況です。
- みどりのネットワークの形成にあたっては、隣接区のみどりの状況についても把握する必要があります。

<今後の方向性>

- 街路樹の剪定方法を工夫して樹冠を拡大する等、限られた植栽スペースで効率よく緑陰を確保していきます。また、引き続き、民有地の接道緑化を誘導していくことも重要です。
- 東京都における緑のオープンデータ整備後は、隣接区も含めたみどりの状況を把握し、みどりのネットワークの形成に活かしていきます。

<目標とするスケジュール>

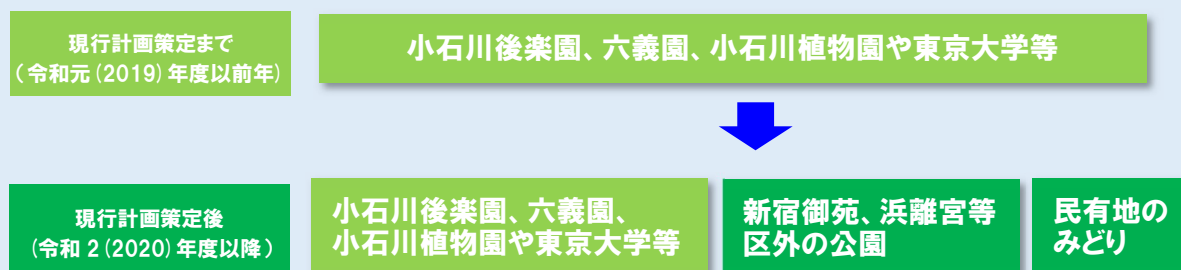
目標とするスケジュール (オレンジ文字は中間評価の進捗状況を示しています)	前期 (2020 年度-2024 年度)	後期 (2025 年度-2029 年度)
街路樹による暑熱環境の緩和 第9次文京区緑地実態調査で実施	効果の分析	街路樹整備
みどりのデータベースの構築 区の緑に関するデータを東京都へ提供	導入検討 データ整理・提供	運用開始 他区との共有 利用開始・他区状況把握

凡例 実施済  一部実施  未実施  予定 

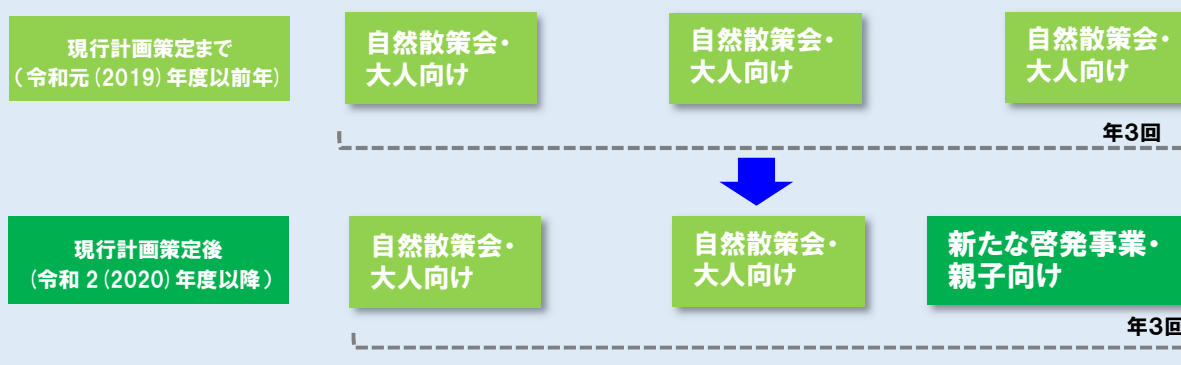
重点施策 9 緑化啓発事業の充実化（施策番号 5-1）

- 区内の公園等で行っていた自然散策会等の啓発事業を区外でも実施します。
- 親子向けの啓発事業を拡充し、現在の自然散策会(大人向け)の3回のうち1回を親子向けの内容に変更します。
- NPO等の緑化啓発事業の担い手を育成していきます。

自然散策会等の啓発事業を区外でも実施



親子向けの啓発事業を拡充



中間まとめ

<施策の実施状況>

- 「自然散策会等の啓発事業を区外でも実施」については、これまでの区内での実施に加えて、新宿御苑、日比谷公園、皇居東御苑で実施しました。
- 「親子向けの啓発事業を拡充」は、年3回実施する「自然散策会・大人向け」のうち1回を、親子向けの内容に変更し、小石川植物園で実施しました。

<社会動向、緑の現況>

- 「グリーンインフラ推進戦略 2023」において、グリーンインフラで目指す姿として、「自然と共生する社会」、「自然を通じて、安らぎとつながりが生まれ、子供たちが健やかに育つ社会」が示されています。
- 生物多様性国家戦略において、日常的に自然とふれあう機会を提供することで、自然の恩恵や自然と人との関わりなど様々な知識の習得や関心の醸成、人としての豊かな成長を図るとともに、人と動物の適切な関係についての考え方を普及させる行動目標が示されています(行動目標 4-2)。

<課題>

- みどりを大切にすることを育んだり、身体と心の健康維持に貢献するために、幅広い世代に対し、今後も継続してみどりとふれあう機会やみどりを知る機会を生み出していくことが重要です。

<今後の方向性>

- みどりとふれあう機会の提供や、みどりへの関心の醸成、知識の習得に向け、今後も継続して自然とふれあえる事業を実施していきます。



新宿御苑で開催された自然散策会の様子。専門家が樹木の特徴などを現地で解説することで、植物に関するより深い知識を学ぶことができる屋外イベント。

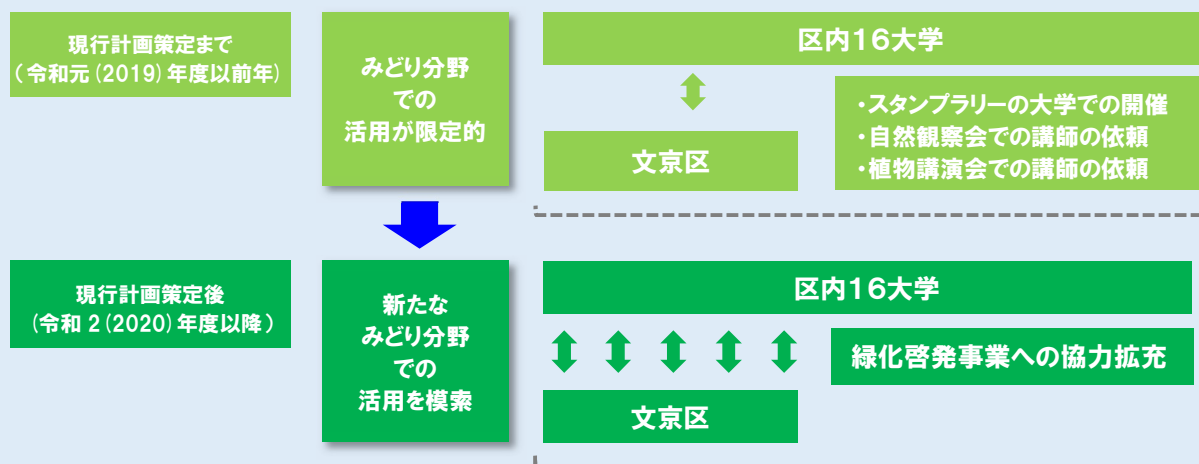


小石川植物園で開催された親子向けの自然散策会の様子。専門家が樹木の特徴などをクイズ形式で解説し、樹木に触れるなど、体験しながら学べるイベント。

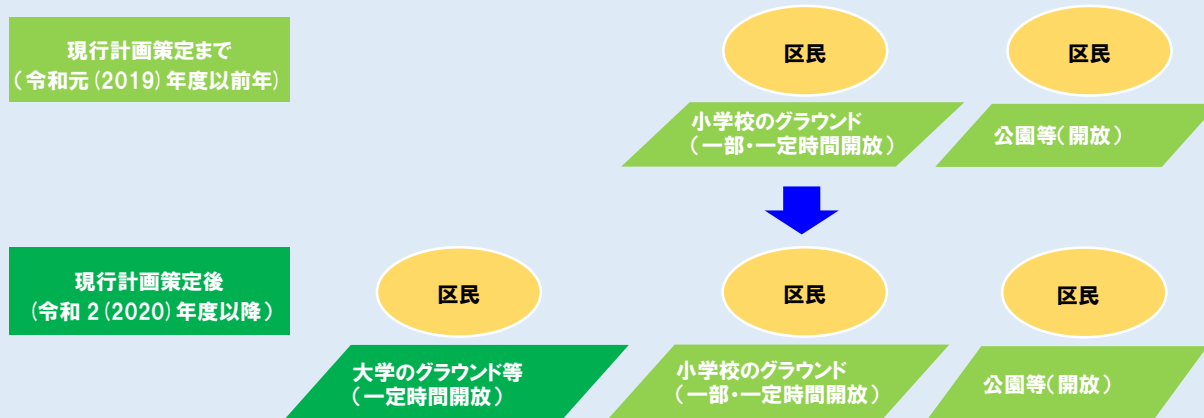
重点施策 10 大学・事業者との連携（施策番号 5-7）

- 大学と積極的に連携していきます。区は現在 16 の大学と相互協力協定を結んでいます。これらの協定の活用も視野に入れ、みどり分野での大学との連携を構築していきます。
- 具体的には、大学のグラウンド等を、子育て世代が増加している現状を踏まえ、一定時間区民に開放していただけるよう働きかけていきます。
- 事業者のオープンスペース等を区民の憩いの場として活用できるよう働きかけます。

大学との相互協力協定の活用



大学のグラウンド等を一定時間区民に開放していただけるよう働きかけ



中間まとめ

<施策の実施状況>

- 「大学との相互協力協定の活用」については、植物講演会の講師を大学の先生に依頼(関連:施策 5-4 植物講演会の開催)、木のクイズラリーを大学敷地内で実施する等、継続して大学との連携を図っています。東京大学を会場としたクイズラリーは、定員 175 組のところ毎回 500 組程度の応募があり人気の事業となっています。
- 「大学のグラウンド等を一定時間区民に開放していただけるよう働きかけ」については、現状未実施ですが、令和 7(2025)年度に、ふるさと納税を活用した協定大学による地域貢献事業の一環として、区民を対象に東大球場を開放することを予定しています。

＜社会動向、緑の現況＞

- 「文の京」総合戦略の行財政運営では、多様な主体との協働の推進として、民間企業や大学機関等の知見を活用し、多様な主体のそれぞれの強みを生かした連携を図ることが記されています。
- 令和 5(2023)年度、持続可能な地域社会の形成を目指すグリーントランスフォーメーション(以下「GX」という。)推進に向けて、カーボンニュートラル(炭素中立)、ネイチャーポジティブ(生物多様性)及びサーキュラーエコノミー(循環経済)に関する取組を主とする GX 推進に寄与するため、相互に連携し、協力することを目的として、文京区は、国立大学法人東京大学との間に「グリーントランスフォーメーションに向けた連携に関する協定」を締結しました。

＜課題＞

- 緑化啓発事業の魅力向上のために、大学が集積する区の特性を生かし、引き続き、大学機関の知見や大学の敷地を活用していくことが重要です。
- 子育て世代の増加を踏まえ、いろいろなスポーツができる運動場等、子供の遊び場の確保がより一層求められています。

＜今後の方向性＞

- 「大学との相互協力協定の活用」については、引き続き、大学に対して啓発事業への協力を依頼していきます。
- 「大学のグラウンド等を一定時間区民に開放していただけるよう働きかけ」については、実施に向け、東京大学との調整を進めていきます。

(3) 重点施策以外の施策の評価

10 年間の取組方針1 まちなかのみどりを生み出し育むことで、みどりあふれるまちなみをつくりだしていきます。

区が実施する 具体的施策	具体的施策内容	施策の実施状況 (R2～R5年度)	社会動向、緑の現況	課題・今後の方向性
施策 1-1 屋上緑化助成制度 の運用	都市部のヒートアイランド現象の緩和、地球温暖化の防止等、区民の良好な生活環境の向上と改善を図ることを目的として、屋上緑化やベランダ緑化、壁面緑化に対して助成を行います。	屋上緑化等助成実績：1 件 壁面緑化助成実績：0 件	屋上緑化面積：H24～H30 年度に大きく増加、H30 年度以降は微増 壁面緑化面積：H24 年度以降減少	屋上・壁面緑化の助成実績は 1 件であり、今後も様々な機会を捉えて、効果的に制度を周知していきます。
施策 1-2 生垣助成制度の 運用	一定の基準以上（道路に面して高さ 1m 以上、延長 2m 以上、相互に葉が触れ合う程度に列植され健全なもの。道路に面していること等）の生垣造成に対し、造成費用等を助成します。	生垣助成実績：5 件	接道緑化率：H24～H30 年度横ばい、H30 年度以降やや減少	街並みの美観形成や災害に強いまちづくりに向け、引き続き、HP や緑化啓発事業に合わせて制度を周知していきます。
施策 1-3 苗木配布事業の 実施	区民を対象に苗木の配布を行い、育て方について説明します。	毎年 150 名前後に配布 育て方の説明に加え、公園ガーデナー制度等の案内を実施	誰もが緑に親しみ、憩える環境を創出するため、様々な方々と協働して緑を活かし、育て、次世代に継承する取り組みを推進する方向性を提示（東京グリーンビズ「育てる」取組）	引き続き実施し、緑に親しむ機会を生み出していきます。緑に関心のある区民が集まることを活かし、緑化補助金制度等のみどりの創出に関する制度を周知することも重要です。
施策 1-4 建築に伴う緑化 の基準、指針の 運用	緑化指導として、民間施設の場合は 200 ㎡以上の敷地に建築物を建てる際に（公共施設は面積要件なし）「文京区みどりの保護条例」に基づき、緑化基準を満たした緑化計画書の提出を求めます。	緑化計画書の提出：毎年 80 件前後（敷地面積が 200 ㎡以下でも住環境課の事前協議の中で提出が必要なものを含む）	緑被率は H30 年度 18.4% から R5 年度 19.1% に増加 接道緑化率は H30 年度以降やや減少	接道緩和の仕組みの案内や緑化ガイドラインの活用により、引き続き、適切な緑化を誘導していきます。

区が実施する 具体的施策	具体的施策内容
施策 1-5 地区計画制度の活用検討	町丁単位や街区単位等の身近な地区を単位として、区民の皆さんと区が話し合ってまちづくりのルールをつくり、地区計画によるみどりの創出を検討します。
施策 1-6 文京区景観づくり条例に基づく「景観事前協議」及び景観法に基づく「行為の届出」	一定規模以上の建築行為等を行う場合に、文京区景観づくり条例に基づく「景観事前協議」を行うとともに、景観法に基づく「行為の届出」を求めます。
施策 1-7 都市開発諸制度の運用	一定規模以上の開発において、既存の緑地の保全や質の高い緑化空間の創出を促します。その内容に応じて容積率のボーナスを与え、事業者がインセンティブを得られるようにします。
施策 1-8 市民緑地認定制度の運用	【重点施策 1】 参照
施策 1-9 生徒による学校緑化の促進	総合学習等の一環として、草花育成事業を実施します。

施策の実施状況 (R2～R5年度)	社会動向、緑の現況
地区計画を検討している地区で、まちの将来像に合わせ、みどりの創出の有無や規模等を検討	地区計画等の活用で区民等のまちづくり活動を総合的に支援し、地域特性に応じたまちづくりを推進する方向性を提示（「文の京」総合戦略他）
景観事前協議：毎年 100 件前後	区民や建築行為等を行う事業者と区が協働することで、「坂」と「緑」と「史跡」をつなぎ、文京区らしい魅力溢れる景観をつくる方向性を提示（「文の京」総合戦略他）
区の総合設計の申請及び再開発等促進区を定める地区計画、特定街区並びに高度利用地区の都市計画決定案件無し	良好な土地利用を推進するために、商業地等では土地の有効利用・高度利用を誘導し、オープンスペースの創出等を図る方向性を提示（文京区都市マスタープラン 2024）
R2～4 年度：関口台町小学校で実施 R5 年度：実施無し	誰もが緑に親しみ、憩える環境を創出するため、様々な方々と協働して緑を活かし、育て、次世代に継承する取り組みを推進する方向性を提示（東京グリーンビズ「育てる」取組）

課題・今後の方向性
まちづくりへの様々なニーズがある中でみどりの創出につなげるため、検討会等において、区民に対してみどりの役割等を丁寧に説明していきます。
区民や事業者が景観に対する関心と理解を深め、良好な景観形成につながるよう、引き続き緑化を図るよう協議します。
引き続き基準等に基づいて制度を運用し、既存の緑地保全や質の高い緑化空間の創出を促進していきます。
実施に当たり学校側の負担があり、R5 年度は学校から参加協力が得られなかったため、新たな学校への呼びかけや学校側の負担軽減を検討していきます。

10 年間の取組方針2 みんなが利用しやすい拠点となるみどりづくりを進めていきます。

区が実施する 具体的施策	具体的施策内容	施策の実施状況 (R2～R5 年度)	社会動向、緑の現況	課題・今後の方向性
施策 2-1 公園再整備の強化	【重点施策 2】参照			
施策 2-2 公園と一体となった周辺公共施設の整備・更新	道路や隣接公共施設等と公園の一体化を図る整備を検討します。	旧元町小学校と元町公園の一体的活用に関連し、道路整備について事業者や関係機関と調整 文京宮下公園で公園敷地の一部を歩道状空地として整備	居心地が良く歩きたくなる道路環境整備に向けて、沿道や公開空地等との一体的な活用などを推進する方向性を提示（文京区都市マスタープラン 2024）	整備効果が見込める場所において、機会を逃さず、周辺公共施設の利用状況や地域ニーズを把握した上で、一体的整備の検討を行います。
施策 2-3 指定管理者制度の運用	区が指定する法人その他の団体に公園施設の管理を任せます。	肥後細川庭園と目白台運動公園の2園を指定管理者制度により運営	高いサービスを継続的かつ安定的に提供していくため、様々な行政分野において指定管理者制度等を活用し、持続的・効率的な運営を図る方向性を提示（「文の京」総合戦略）	引き続き、民間事業者のノウハウを活用し、区民サービスの向上や、近隣施設との協働による事業実施等、指定管理を通じて公園の魅力を高めていきます。
施策 2-4 民間活力を活かした公園利活用の検討	【重点施策 3】参照			
施策 2-5 公園ガーデナー制度の活用推進	【重点施策 4】参照			

区が実施する 具体的施策	具体的施策内容
施策 2-6 自主管理花壇制度の運用	文京区が管理する公園、児童遊園、遊び場、ポケットパークにおいて、区民等による自主的花壇づくりをサポートします。
施策 2-7 区民管理制度の運用	地域住民グループと協定を締結し、公園等の清掃・除草や日常点検等を行っていただきます。
施策 2-8 公園等連絡員制度の運用	区立の公園、児童遊園等の近隣に住み、町会長の推薦を受けた方を、公園等連絡員として設置し、公園等の利用の適正化を図るため、公園の巡視を行っていただきます。
施策 2-9 公園の維持管理をサポートするグループを支援するための仕組みの検討	公園の維持管理をサポートするグループにおいて、これまでの参加者から新たな参加者へとノウハウが継承され、サポート体制が持続的な発展が可能となるような仕組みを検討します。
施策 2-10 区民管理等の意見交換会の開催	区民管理制度等を活用しているグループと意見交換する場を設けます。

施策の実施状況 (R2～R5 年度)	社会動向、緑の現況
R2 年度:13 団体 R3 年度:15 団体 R4 年度:14 団体 R5 年度:14 団体	公園管理者としての必要な体制の確保や地域との連携等に留意した上で、公園の管理運営を支える担い手を広げ・つなぎ・育てることにより、柔軟な管理運営を実現する方向性を提示（都市公園新時代）
43 園 37 団体・34 町会の区民管理制度による運用を実施	同上
58 園 58 名・46 町会の区民連絡員制度による運用を実施	同上
公園ガーデナー制度ではスキル定着のため、2 年に 1 回、民間講師による講習会を実施 区民管理団体と意見交換会を毎年実施・毎月の活動報告	同上
毎年意見交換会を実施	同上

課題・今後の方向性
一部の団体で参加者が非常に少ないため、安定した管理体制の確保が必要です。登録要件を検討するとともに、引き続き、花壇への看板の設置や HP 等で活動を周知し、参加者の増加を図ります。
地域住民グループとの協定締結の継続が求められますが、今後メンバーの高齢化による担い手不足が懸念されます。引き続き、制度の周知や町会へ新規参加の働きかけを行っていきます。
継続実施が求められますが、今後連絡員の高齢化等による担い手不足が懸念されます。引き続き、制度の周知や町会へ新規参加の働きかけを行っていきます。
引き続き、講習会や意見交換会を実施するとともに、活動状況や意見を踏まえ、サポート体制の改善を検討していきます。また、高齢化による担い手不足の解消の視点で、HP 等で活動を周知し、参加者の増加を図っていきます。
区民管理団体等が作業内容や公園のルールについて統一した考えを持って活動ができるよう、引き続き意見交換会を開催していきます。

区が実施する 具体的施策	具体的施策内容	施策の実施状況 (R2～R5 年度)	社会動向、緑の現況	課題・今後の方向性
施策 2-11 公園の維持管理	公園・児童遊園が安全・快適に利用できるよう、施設ごとに整備及び維持修繕を行います。	公園施設点検・遊具点検を毎年実施し、計画的な維持修繕を実施	居心地が良く、誰もが安全・安心で、快適に過ごせる空間づくりを行う方向性を提示（都市公園新時代）	区民ニーズが多様化し、整備及び維持修繕の方針の決定が難しくなっているため、区民ニーズの把握や区民への説明を丁寧に行っていきます。
施策 2-12 公園の清掃	公園等が清潔で、だれもが気持ちよく快適に利用出来るように、清掃及びごみの分別回収、処理を行います。	区内を3地区に分け、3業者による清掃委託及び、区民管理団体 37 団体、心身障害福祉団体 2 団体による清掃を実施	公園管理者としての必要な体制の確保や地域との連携等に留意した上で、公園の管理運営を支える担い手を広げ・つなぎ・育てることにより、柔軟な管理運営を実現する方向性を提示（都市公園新時代）	快適で利用しやすい公園の維持に向け、引き続き清掃委託や区民管理団体等とも協力し、清掃を実施していきます。
施策 2-13 倒木等への緊急対応	樹木の倒木や施設の破損等の維持修繕及び緊急対応を行います。	樹木や施設の維持修繕及び緊急対応を直営の作業班で対応 ・各年度 3,500～4,500 件 ・倒木への緊急対応は年数件	災害時に正確かつ迅速に情報を収集・分析し、的確な災害対応を行うため、区としての災害対応力の強化に取り組む方向性を提示（「文の京」総合戦略）	緊急連絡体制を整えておく等により、倒木等が発生した際、迅速な対応と現場の安全確保を行っていきます。
施策 2-14 ポケットパーク・グリーンスポットの整備	道路敷地内の余剰スペースを利用して、ポケットパークやグリーンスポットを整備します。	バリアフリーの観点により、歩道有効幅員の確保を優先したため、整備実績なし	身近な公園などのみどりを充実するとともに、道路わきの小スペースを生かしたポケットパークなどの創出と緑化を進める方向性を提示（文京区都市マスタープラン 2024）	新規に整備することが困難な場合、既存のポケットパークの木陰にベンチを設置する等、質の向上を図る視点で検討していきます。
施策 2-15 公園の新規整備の検討	新たな公園整備の可能性のある候補地について整備の必要性を判断します。	西原町児童遊園に隣接する旧福祉施設跡地について、R5 年度に地域の意向調査を実施し、児童遊園を拡張する方針とした	坂の多い文京区の地形を生かし、立体都市公園制度の活用などを検討しながら、公園面積の拡充に努める方向性を提示（文京区都市マスタープラン 2024）	引き続き、民間提供地等に対して整備の必要性を判断していきます。機会を逃さないために、隣接地を活用して既存の公園等を拡充するという視点が重要です。

10 年間の取組方針3 歴史的・文化的なみどりを適切な形で継承していきます。

区が実施する 具体的施策	具体的施策内容	施策の実施状況 (R2～R5 年度)	社会動向、緑の現況	課題・今後の方向性
施策 3-1 保護樹林・樹木 制度の充実	【重点施策 5】 参照			
施策 3-2 樹木のチェック 体制の強化	【重点施策 6】 参照			
施策 3-3 街路樹と区立公 園の樹木診断	街路樹を 3 年、区立公園の樹木 を 5 年ごとに診断します。	計画に基づき樹木診断を行う と同時に、R5 年度よりフォ ローアップ診断を追加し、継 続的なモニタリングを実施 区立公園の樹木診断につい て、5 年に 1 度から 3 年に 1 度の実施へと、チェック体制 を拡充	区道の街路樹本数は、H30 年 度以降減少傾向	フォローアップ診断の追加や樹木 の高齢化により、診断数が増加傾 向にあります。計画的な樹木更新 や、フォローアップ診断を行う樹 木数の管理が求められます。
施策 3-4 都市公園の区域 の維持	都市における歴史的・文化的な オープンスペースである都市公 園の区域を維持します。	都市公園区域の減少なし	公園・庭園のみどりは、グリー ンインフラとして、気候変動、 生物多様性、ウェルビーイン グ等に関する多様な機能を発 揮できるよう、保全等に取り 組む方向性を提示（文京区都 市マスタープラン 2024）	都市の貴重な緑化空間である、都 市公園の区域を引き続き維持しま す。
施策 3-5 歴史的庭園の維 持管理	区立公園である肥後細川庭園や 須藤公園等、歴史的背景を持つ 庭園を良好な状態に維持管理し ます。	庭園の景観等を良好な状態に 維持	庭園は、次代に引き継ぐ歴史的 ・文化的財産、観光資源で あることを踏まえて保全する 方向性を提示（文京区都市マ スタープラン 2024）	施設の老朽化が進んでいるため、 特色のある景観形成に留意して、 計画的に維持修繕を行っていきま す。

区が実施する 具体的施策	具体的施策内容	施策の実施状況 (R2～R5 年度)	社会動向、緑の現況	課題・今後の方向性
施策 3-6 都立公園の維持 管理	都立公園である小石川後樂園や六義園等の歴史的背景を持つ庭園が良好な状態で維持管理されるよう要請します。	適正な維持管理が行われているため、要請の実績無し	東京都が今後 10 年間で優先的に整備する公園・緑地に、小石川後樂園と旧岩崎邸庭園を選定（都市計画公園・緑地の整備方針）	都立公園の整備の動向等を注視し、必要に応じて要請を行います。
施策 3-7 風致地区の維持	風致地区を維持します。	風致地区決定区域を維持 協議等件数：5 件	文京区を特徴づける景観を形成している江戸川公園周辺及びお茶の水周辺は、神田川の流れと一体となった景観を保全する方向性を提示（文京区都市マスタープラン 2024）	文京区及び東京都風致地区条例に基づき、風致地区内における建築等を制限し、樹林地等の緑の保存を図っていきます。
施策 3-8 他の緑地保全制度の活用 の検討	必要に応じて、市民緑地契約等の制度の活用を検討します。	相談がなかったため、市民緑地契約制度等の制度の活用実績なし	特別緑地保全地区等内の緑地の買入れや機能維持増進事業を行う都市緑化支援機構（仮称）の指定制度が創設（都市緑地法改正）	緑地の保全に向けて、引き続き、HP や窓口にて制度を周知していきます。

10 年間の取組方針4 人や生きものの暮らしを支えるみどりのネットワークの形成を図ります。

区が実施する 具体的施策	具体的施策内容	施策の実施状況 (R2～R5 年度)	社会動向、緑の現況	課題・今後の方向性
施策 4-1 文の京生きもの 写真館の運用	「文の京生きもの写真館」をホームページ上に開館し、区内動植物の写真(静止画像)を募集します。投稿いただいた写真画像は、区内動植物の観察記録データとして活用します。	R2、3 年度に区内の生きものの写真を募集し、文の京生きもの写真館に掲載。投稿写真等をもとに「文の京生きもの図鑑」を発行(R4 年 3 月) 販売部数：R4 年度 53 冊、R5 年度 124 冊	生物多様性条約第 15 回締約国会議(COP15)で採択された「昆明・モントリオール生物多様性枠組」を踏まえ、これに対応した「生物多様性国家戦略 2023-2030」が閣議決定	引き続き、「文の京生きもの写真館」を運営するとともに、「文の京生き物図鑑」活用し、区内の生きものに関する情報を発信していきます。
施策 4-2 専門的な動植物 調査の実施検討	専門的な動植物調査の実施を検討します。	区内の動植物の状況について、調査・確認を実施 実施回数：R2～4 年度 4 回、R5 年度 2 回	同上	今後、生物多様性地域戦略の改訂に向けて、より広範囲な動植物調査を実施します。
施策 4-3 手づくりビオトープの取組事例 や、取組方法の紹介	手づくりビオトープの取組事例や、取組方法を紹介していきます。	教育センターに手づくりビオトープの見本と、ビオトープづくりのポイントを設置。設置した見本とポイントについて、区 HP や文の京生きもの図鑑で紹介	同上	引き続き、手づくりビオトープについての情報発信を行っていきます。
施策 4-4 緑地認証制度の 周知	緑地や生物多様性に関する認証制度を周知します。	窓口でのパンフレット配布や HP、文の京生きもの図鑑にて周知	民間事業者等による良質な緑地の確保の取組を評価・認定する「優良緑地確保計画認定制度」が創設(都市緑地法改正)	民間の投資や活動を誘導し、良質な緑地の保全・整備につなげるため、引き続き周知していきます。

区が実施する 具体的施策	具体的施策内容	施策の実施状況 (R2～R5 年度)	社会動向、緑の現況	課題・今後の方向性
施策 4-5 公園における生物多様性に配慮した管理・整備	【重点施策 7】 参照			
施策 4-6 樹林・湧水の自然とふれあう場としての整備	公園等において、樹林や草地、湧水等の環境がまとまって分布している場合には、これらの環境の連続性を保ちつつ触れ合うことのできる空間を確保できるよう配慮します。	公園再整備において、緑量の確保やベンチ・園路の設置、花木の植栽等、緑と触れ合うことのできる空間を整備	公園等のみどりは、グリーンインフラとして多様な機能を発揮できるよう、緑の保全等に取り組む方向性を提示（文京区都市マスタープラン 2024）	地域ニーズ、公園外部の緑地との連続性、安らぎを感じられる空間づくり等に留意し、緑と触れ合うことのできる空間を整備していきます。
施策 4-7 湧水の保全のための雨水浸透施設誘導	「文京区宅地開発並びに中高層建築物等の建設に関する指導要綱」による雨水浸透施設の設置を誘導します。	設置誘導による実績 浸透施設：計 1,425 m ² 貯留施設：計 5,831 m ³	水災害の激甚化・頻発化を背景に、国、流域自治体、企業・住民等、あらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」の実効性を高めるため、流域治水関連法が整備	引き続き、指導要綱に基づいて雨水浸透施設の設置を誘導していきます。
施策 4-8 公園工事におけるみどりのリサイクルの実施	公園工事におけるみどりのリサイクルの推進を図ります。	公園工事発生材（剪定枝等）リサイクル実施量：1,595.7t 公園再整備で既存樹木を活用した舗装を実施	リデュース・リユースの推進とともに、リサイクルを促進する行動が環境問題の解決等に繋がっていることを周知し、循環型社会への意識醸成を進めていく方向性を提示（「文の京」総合戦略）	引き続き、みどりのリサイクルを推進します。リサイクル材の利用を積極的に行う等、リサイクルを推進するという視点も必要です。
施策 4-9 公共施設の緑化	文京区みどりの保護条例に基づき、学校等の公共施設の緑化を行っています。	公共施設緑化指導実績：28 件 誠之小学校にビオトープを設置	公有地の低層建築群や高層建築群の緑被率は増加傾向	引き続き、条例に基づき公共施設の緑化を行っていきます。既存木を活用することによる緑化緩和の仕組みの利用や、接道部への緑化を誘導していくことが重要です。

区が実施する 具体的施策	具体的施策内容
施策 4-10 街路樹・植樹帯 の整備	道路の利用形態や地域の実情を踏まえて街路樹・植樹帯の整備を行います。
施策 4-11 街路樹等の特徴 的な植栽の推進	道路の利用形態や地域の実情を踏まえて街路樹等の特徴的な植栽の推進を行います。
施策 4-12 崖線等の法面 におけるみどりの 確保	建築に伴う緑化の基準、文京区景観計画への適合を求める際に、崖線部のみどりの確保について協議します。
施策 4-13 神田川の法面や 護岸の維持管 理、神田川の清 掃	神田川法面緑地の樹木・植栽等の維持管理を行うとともに、塵芥を清掃します。
施策 4-14 暑熱環境の緩和 の視点からのみ どりのネットワ ークの形成	【重点施策 8】 参照

施策の実施状況 (R2～R5 年度)	社会動向、緑の現況
道路工事に合わせて、2 路線（植樹帯延長約 550m）における既存の植樹帯の改修を実施	区道の街路樹本数は、H30 年度以降減少傾向
播磨坂のさくら並木等、既存の特徴的な植栽を保全	神田川沿いのさくら並木は安全性を確保して保全に努める方向性を提示。播磨坂周辺は、さくら並木や沿道がある環境を生かした様々な人の交流空間を形成する方向性を提示（文京区都市マスタープラン 2024）
緑化協議や景観協議において、崖線部のみどりの確保を求めている	崖線について、安全性を確保しながらみどりの保全や創出を誘導し、連続したみどりの形成を図るとともに、湧水の保全に努める方向性を提示（文京区都市マスタープラン 2024）
神田川法面（面積 12,728 m ² ）を維持管理 塵芥清掃は必要に応じて実施	将来都市構造において、幹線道路、神田川、崖線等の線的な緑をみどりの軸に位置づけ（文京区都市マスタープラン 2024）

課題・今後の方向性
歩道有効幅員確保の必要性等により、植樹帯の新規整備が難しいため、既存の植樹帯の木陰にお休み石を設置する等、質の向上を図る視点で検討していきます。
引き続き特徴的な植栽を保全するとともに、区道改修工事の機会等を捉え、地域ニーズを踏まえた植栽の更新等を検討していきます。
引き続き、既存木を活用することによる緑化緩和の仕組みの利用等、崖線部のみどりの確保のために、事業者を誘導していきます。
引き続き、緑や水のネットワーク維持に向け、神田川の法面や護岸の維持管理、清掃を行っていきます。

10 年間の取組方針5 様々な主体の連携の活性化を図ります。

区が実施する 具体的施策	具体的施策内容	施策の実施状況 (R2～R5 年度)	社会動向、緑の現況	課題・今後の方向性
施策 5-1 緑化啓発事業の充 実化	【重点施策 9】参照			
施策 5-2 文京 eco カレッジ 親子環境教室の開 催	体験型環境学習の機会を区民に 提供し、環境問題に対する意識 の高揚を図るため、区内の親子 等を対象として教室を開催しま す。	計 623 人が参加（R2 年度は 新型コロナウイルスの影響に より中止）	効果的な環境教育を実現する ために、体験を通じた学び、 知識の習得、問題解決等に向 け行動する力の獲得を組合わ せる方向性を提示（環境教育 等の推進に関する基本的な方 針）	引き続き開催し、環境問題に対 する意識の高揚を図っていきま す。
施策 5-3 文京 eco カレッジ 環境ライフ講座の 開催	環境保全に対する啓発活動を担 う人材を育成し、区内の環境保 全活動を活性化させることを目 的として講座を開催します。	計 232 人が参加（R2 年度は 新型コロナウイルスの影響に より中止）	環境保全活動や、持続可能な 未来へ向けた社会変革につな がる取組を担う人材育成を支 援する方向性を提示（環境教 育等の推進に関する基本的な 方針）	引き続き開催し、環境問題に対 する意識の高揚を図っていきま す。
施策 5-4 植物講演会の開催	小学校 3 年生から 6 年生とその 保護者の方を対象として、植物 について知ってもらい、関心 を持ってもらうことによって、み どりを大切にし、守る心を育ん でいくことを目的として、講演 会を実施します。	計 120 人が参加（R3 年度は 新型コロナウイルスの影響に より中止） 講師を大学の先生に依頼	自然と共生する社会の実現に 向け、人々の行動変容等に関 する取組として、環境教育を 推進する方向性を提示（グリー ンインフラ推進戦略 2023）	引き続き開催し、子供が植物に関 心を持つ機会を生み出していきま す。
施策 5-5 みどりに関する情報 発信	文京区のみどりの資源やみどりの イベントについての情報発信 を積極的に行います。	自然散策会、木のクイズラリ ー、植物講演会、苗木配布事 業等のみどりに関するイベン トについて、区報や HP、チ ラシ配布にて周知	既存の情報発信手段をより充 実させていくとともに、新た な情報発信の手法や体制につ いて検討する方向性を提示 （「文の京」総合戦略）	引き続き、みどりに関するイベン トについて情報発信を行います。 小学生向けの緑化啓発事業につ いては、周知方法の電子化を検討し ます。

区が実施する 具体的施策	具体的施策内容
施策 5-6 世論調査における アンケート項目の検 討	「文京区政に関する世論調査」 のアンケート項目を、施策ごと の課題や満足度がより明確にな るようなものへと変更するよう 検討します。
施策 5-7 大学・事業者との連 携	【重点施策 10】参照
施策 5-8 国・都に対する協力 の要請	情報連絡会等を通じて、国や都 に対してみどり施策に関する協 力を要請します。

施策の実施状況 (R2～R5 年度)	社会動向、緑の現況
R3 年度の世論調査におい て、アンケート項目を変更	都市に対する人々のニーズが 社会情勢や技術の進歩に応じ て日々変化する旨が記載（都 市公園新時代）
緑の情報連絡会議に毎年参加	緑地の保全及び緑化の推進に 向けて、多様な主体が相互に 連携し、各主体の役割に応じ た緑地の確保、管理を進める 方向性を提示（緑の基本方針）

課題・今後の方向性
効果的にみどりに関するニーズを 把握するため、アンケート項目の 変更の必要性について、世論調査 の都度、社会情勢や過去の調査項 目との整合など様々な視点から検 討していきます。
引き続き、情報連絡会議などを通 じて、新たに活用できる施策や事 業等がないか等、国や都の動向を 注視します。

（４）緑被地面積の目標値の評価

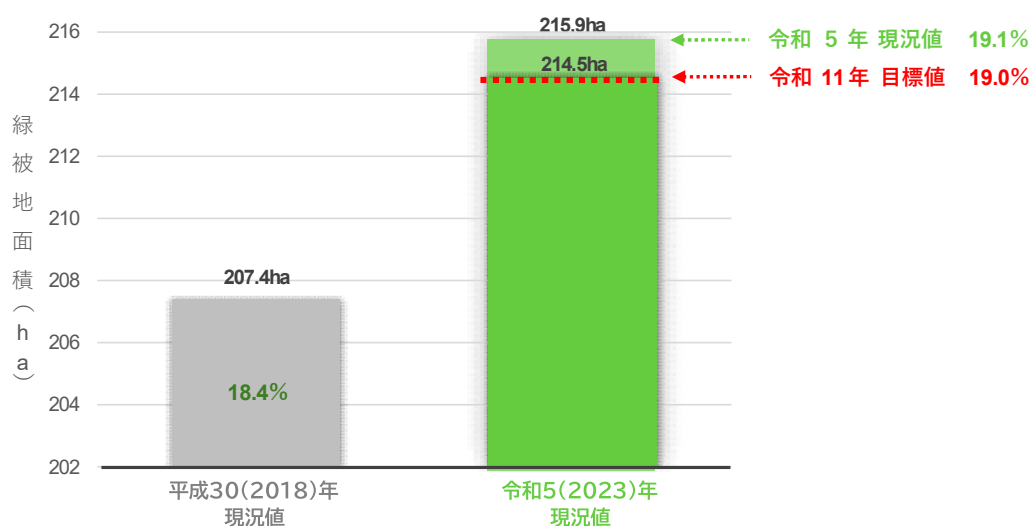
文京区みどりの基本計画では、取組施策とは別に、緑被地面積の目標値を定めており、平成 30（2018）年度から令和 11（2029）年度までに、緑被率を 18.4％から 19.0％（緑被地面積で表すと、207.4ha から 214.5ha）に上昇させることを目指しています。

目標 緑被率を **18.4％ → 19.0％** に上昇させる

[平成30（2018）年度] → [令和11（2029）年度]

＜緑被地面積の現況＞

令和 5（2023）年度に実施した第 9 次緑地実態調査では、緑被率が 19.1％となり、目標値の 19.0％を上回っています。



注）平成 30（2018）年度現況値は第 8 次緑地実態調査、令和 5（2023）年度現況値は、第 9 次緑地実態調査の表「都市構造区分別緑被率」による。

＜評価・今後の方向性＞

令和 5（2023）年度時点の緑被率は、既存の樹木の成長や大規模施設の建設に伴う緑化整備等により、目標値を上回っている状況です。一方で、区内の樹木数（直径 50cm 以上）は横ばい状態にあり、既存樹木の管理状況等によっては、今後目標値を下回る可能性も考えられます。

こうした状況を踏まえ、令和 11（2029）年度の緑被率目標は引き続き 19.0％を維持するものとし、今後も取組施策を着実に実施することで、区内の緑地の保全及び緑化の推進に取り組んでいきます。

(5) 今後に向けて

都市における緑地は、良好な都市環境の保全、防災、自然豊かなレクリエーションの場、良好な都市景観の形成など、グリーンインフラとして多様な機能を有しており、住民が健康で文化的な生活をする上で欠かすことのできない基盤です。本区は、今後も人口の増加が予測されており、区内のみどりは、より一層重要になっていくと考えられます。

中間評価では、計画策定から 5 年間におけるみどりを取り巻く社会動向の把握や、文京区のみどりの現況分析を行うとともに、5 つの取組方針に基づく 54 の取組施策一つ一つについて、実施状況や課題、今後の進め方等の確認を行いました。前期 5 年間においては、緑豊かなまちづくりを効果的に推進する施策等を着実に実施しており、区内の緑被地面積は、今回の中間評価の段階で令和 11(2029)年度の目標値を上回りました。しかし、樹木数が横ばいである状況などを踏まえると、今後、緑被地面積は減少に転じる可能性もあります。このため、様々な主体と連携したオープンスペースの確保や、みどりの質的向上による暑熱環境の緩和など、これまでの施策を継続、発展させることで、豊かなみどりの保護と育成に取り組んでいくことが重要です。

歴史的に由緒ある大規模なみどりや、変化に富んだ地形をもつ文京区のみどりをより豊かにし、区民がいつまでも住み続けたいと思えるまちの実現に向け、引き続き、区民、事業者、区が協力・連携しながら、みどりを創出し、育み、活かしていくとともに、今回中間評価で整理した取組施策の課題や今後の方向性を踏まえ、令和 11(2029)年度に向けて、取組施策を着実に推進していきます。

文京区みどりの基本計画 中間評価報告書

編集：文京区土木部

〒112-8555

文京区春日一丁目 16 番 21 号

電話 03-3812-7111（代表）